

「ねんきん定期便」の見方 (50歳未満の方用(35・45歳の方を除く))

1 これまでの年金加入期間

【第1号被保険者の加入月数】

◆未納月数は納付月数には含まれません。(3/4免除等、**一部免除**の月数は、免除された残りの保険料を納付している場合に計算されます。)

◆**前納**月数は納付月数に計算しています。

第1号被保険者については[こちら](#)から。

【第3号被保険者の加入月数】

◆第3号被保険者に関する表示は、第3号被保険者として現在お届けいただいている内容を基に表示されており、配偶者が離職等により第1号被保険者に該当している場合等、実際と異なる場合があります。
※第1号被保険者への変更を届け出ていた場合においても、この「ねんきん定期便」への反映が間に合わないため、表示が異なっている場合もあります。

第3号被保険者については[こちら](#)から。

【国民年金被保険者期間の合計月数】

第1号被保険者＋第3号被保険者＝国民年金合計

国民年金制度については[こちら](#)から。

【厚生年金保険の加入月数】

厚生年金保険制度については[こちら](#)から。

【船員保険の加入月数】

船員保険制度については[こちら](#)から。

【年金加入期間合計】

国民年金合計＋厚生年金保険＋船員保険＝年金加入期間合計

作成年月日時点の年金記録を基に、作成年月日の前々月までの加入期間を反映して作成しています。

ねんきん定期便 この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づいて作成されております。内容にご不明な点や記録に「もれ」や「誤り」がある場合は「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」にご相談(お申出)ください。

照会番号 (照会番号は、お問い合わせの際に必要となります)

1 これまでの年金加入期間(共済組合の加入記録は含まれておりませんので、各共済組合にお問い合わせください)

国民年金			厚生年金保険	船員保険	年金加入期間合計 (未納期間を除く)
第1号被保険者 (未納期間を除く)	第3号被保険者	国民年金合計 (未納期間を除く)			
月	月	月	月	月	月

※老齢年金受給には、原則として300月以上の年金加入期間(未納期間及び同月内での重複加入期間を除く)が必要です。

2 これまでの加入実績に応じた年金額(今後の加入実績により年金額は増加します)

(1) これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額	(年額)	円
(2) これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額	(年額)	円
これまでの加入実績に応じた老齢年金額【老齢基礎年金・老齢厚生年金 合計】	(年額)	円

※年金額は、これまでの加入実績(厚生年金基金加入期間を含む)のみに応じた計算を行っているため、将来受給できる実際の年金額とは異なります。
※年金額が表示されていない場合は、期間が重複している年金加入記録がある場合等ですので、お近くの年金事務所にご相談ください。

・上記の年金額を、仮に20年間受給した場合は 円になります。
(60歳まで加入した場合等の年金見込額は「ねんきんネット」で試算できます)

(参考) これまでの保険料納付額

(1) 国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
(2) 厚生年金保険(厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
これまでの保険料納付額【国民年金・厚生年金保険 合計】	(累計額)	円

※国民年金の保険料納付額は、加入期間当時の保険料額を使い、付加保険料は含め、前納は割引額を控除し、追納は加算額を加算して計算しています。
※厚生年金保険の保険料納付額は、加入期間当時の標準報酬(月)額を基に、当時の保険料率を使い、以下の前提で計算しています。
・被保険者と事業主が折半して負担していますが、ここでは、被保険者本人が負担した額について計算しています。
・厚生年金基金加入期間は、免除保険料(事業主が厚生年金基金に納付する保険料額)を除いて計算しています。
・「裏面」掲載の月額は定額です。(保険料納付額も同様に計算)しています。

※このマークは、音声コードです。目の不自由な方でも、お一人おひとりの年金記録に関する情報を音声で聞くことができます。

さらに詳しくご自身の年金記録をご確認したい場合は、「ねんきんネット」(裏面参照)をご利用ください。

2 これまでの加入実績に応じた年金額

◆作成年月日時点での加入実績や納付実績に基づき年金見込額を計算したものです。

◆年金見込額が表示されていない方へ以下の原因が考えられます。

- 期間が重複している年金加入記録がある。
- 厚生年金保険に移行されていない農林共済組合の加入記録がある。

※年金加入記録の補正の必要がありますので、お近くの[年金事務所](#)にご相談ください。

【老齢基礎年金】

◆**学生納付特例**または**若年者納付猶予制度**の適用を受けている期間は含めておりません。老齢基礎年金については[こちら](#)から。

【老齢厚生年金】

◆厚生年金基金から受給できる額も含んでいます。老齢厚生年金については[こちら](#)から。

(参考) これまでの保険料納付額

【厚生年金保険(厚生年金被保険者期間の保険料納付額)】

◆平成7年4月より、**育児休業期間中の保険料**(本人負担分)は免除されていますので、保険料納付額に含まれておりません。

◆養育特例を受けている期間については、みなしの標準報酬月額に相応する保険料額を計算しているため、実際にお給料から控除されている保険料額とは異なります。

◆旧3公社共済組合(JR、JT、NTT)及び農林共済組合に加入されていた期間については、統合日(旧3公社共済組合:平成9年4月1日、農林共済組合:平成14年4月1日)以後の保険料納付額を計算しています。

◎厚生年金保険の保険料額は被保険者負担分のみを計算しています。

「ねんきん定期便」は、将来受給できる年金の見込額と納めた保険料を比べていただくことで、年金の給付と保険料負担の関係を実感していただくこと。

また、毎月の標準報酬月額や保険料納付額を確認していただき、年金記録の正確性を確保していくことを目的としています。

このため、「ねんきん定期便」の保険料納付額の欄には、毎月の給与から控除されていた個人負担分の保険料額のみを記載しています。

「ねんきん定期便」の見方 (50歳以上の方用(58歳の方を除く))

1 これまでの年金加入期間

【第1号被保険者の加入月数】

◆未納月数は納付月数には含まれません。(3/4免除等、**一部免除**の月数は、免除された残りの保険料を納付している場合に計算されます。)

◆**前納**月数は納付月数に計算しています。
第1号被保険者については[こちら](#)から。

【第3号被保険者の加入月数】

◆第3号被保険者に関する表示は、第3号被保険者として現在お届けいただいている内容を基に表示されており、配偶者が離職等により第1号被保険者に該当している場合等、実際と異なる場合があります。
※第1号被保険者への変更を届け出ている場合においても、この「ねんきん定期便」への反映が間に合わないため、表示が異なっている場合もあります。

第3号被保険者については[こちら](#)から。

【国民年金被保険者期間の合計月数】

第1号被保険者＋第3号被保険者＝国民年金合計
国民年金制度については[こちら](#)から。

【厚生年金保険の加入月数】

厚生年金保険制度については[こちら](#)から。

【船員保険の加入月数】

船員保険制度については[こちら](#)から。

【年金加入期間合計】

国民年金合計＋厚生年金保険＋船員保険＝年金加入期間合計

作成年月日時点の年金記録を基に、作成年月日の前々月までの加入期間を反映して作成しています。

ねんきん定期便 この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づいて作成されています。内容にご不明な点や記録に「もれ」や「誤り」がある場合は「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」にご相談(お申出)ください。

照会番号 (照会番号は、お問い合わせの際に必要となります)

1 これまでの年金加入期間(共済組合の加入記録は含まれておりませんので、各共済組合にお問い合わせください)

国民年金			厚生年金保険	船員保険	年金加入期間合計 (未納期間を除く)
第1号被保険者 (未納期間を除く)	第3号被保険者	国民年金合計 (未納期間を除く)			
月	月	月	月	月	月

※老齢年金受給には、原則として300月以上の年金加入期間(未納期間及び月内での重複加入期間を除く)が必要です。

2 老齢年金の見込額(見込額は、ご自身の加入状況の変化や毎年の経済の動向など種々の要因により変化します、あくまでも参考としてください)

年金を受けられる年齢	基礎年金	厚生年金	老齢基礎年金	老齢厚生年金
基礎年金	基礎年金		基礎年金	
厚生年金		厚生年金		厚生年金
年金額(1年間の受取見込額)	円	円	円	円

※老齢年金の見込額は、現在の条件で60歳まで加入したと仮定して計算しています。(厚生年金基金から受給できる額は除く)
※本来の支給開始年齢で受給した場合の見込額を表示しています。(支給年齢を繰り上げて[繰り下げて]請求した場合の額とは異なります)
※年金額が表示されていない場合は、ご自身の加入記録のみでは300月に達しない場合等です。お近くの年金事務所にご相談ください。

※このマークは、音声です。目の不自由な方でも、お一人おひとりの年金記録に関する情報を音声で聞くことができます。

(参考) これまでの保険料納付額

	(累計額)	円
(1) 国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額)		
(2) 厚生年金保険(厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)		
これまでの保険料納付額【国民年金・厚生年金保険 合計】		

※国民年金の保険料納付額は、加入期間当時の保険料額を使い、付加保険料は含め、前納は割引額を控除し、追納は加算額を加算して計算しています。
※厚生年金保険の保険料納付額は、加入期間当時の標準報酬(月)額を基に、当時の保険料率を使い、以下の前提で計算しています。
・被保険者と事業主が折半して負担していますが、ここでは、被保険者本人が負担した額について計算しています。
・厚生年金基金加入期間は、免除保険料(事業主が厚生年金基金に納付する保険料額)を除いて計算しています。
(表示に誤りの目印として、この保険料納付額は円単位に四捨五入しています。)

さらに詳しくご自身の年金記録をご確認したい場合は、「ねんきんネット」(裏面参照)をご利用ください。

2 老齢年金の見込額

◆年金見込額が表示されていない方へ
以下の原因が考えられます。

老齢年金の見込額が表示されていない方は、お近くの**年金事務所**または**年金相談センター**にご相談ください。

- ・共済組合期間がある。(共済組合期間は見込額の計算に使用していません)
- ・被保険者記録に不備がある。
- ・**合算対象期間**(いわゆるカラ期間)を算入しなければ受給要件を満たさない。
- ・農林共済組合の期間のみで240か月以上ある。(農林共済組合から年金が支給される場合があるため、個別に判断する必要があります。)

◆受給開始年齢に到達しても在職している場合は
年金が停止される場合があります。
在職中の年金については[こちら](#)から。

【老齢基礎年金】

学生納付特例または**若年者納付猶予制度**の適用を受けている期間は含めておりません。
老齢基礎年金については[こちら](#)から。

【特別支給の老齢厚生年金】

報酬比例部分及び**定額部分**＝特別支給の老齢厚生年金
特別支給の老齢厚生年金については[こちら](#)から。

(参考) これまでの保険料納付額

【厚生年金保険(厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)】

- ◆平成7年4月より、**育児休業期間中の保険料**(本人負担分)は免除されていますので、保険料納付額に含まれておりません。
- ◆養育特例を受けている期間については、みなしの標準報酬月額に相応する保険料額を計算しているため、実際にお給料から控除されている保険料額とは異なります。
- ◆旧3公社共済組合(JR、JT、NTT)及び農林共済組合に加入されていた期間については、統合日(旧3公社共済組合:平成9年4月1日、農林共済組合:平成14年4月1日)以後の保険料納付額を計算しています。

◎厚生年金保険の保険料額は被保険者負担分のみを計算しています。

「ねんきん定期便」は、将来受給できる年金の見込額と納めた保険料を比べていただくことで、年金の給付と保険料負担の関係を実感していただくこと。

また、毎月の標準報酬月額や保険料納付額を確認していただき、年金記録の正確性を確保していくことを目的としています。

このため、「ねんきん定期便」の保険料納付額の欄には、毎月の給与から控除されていた個人負担分の保険料額のみを記載しています。

【今年50歳になられた方へ】

50歳から老齢年金の見込額の試算方法が変わります。

◆50歳未満の見込額試算

- ・これまでの加入実績で年金受給見込額を計算しています。
- ・簡易試算のため、基金代行部分(※)も含めて計算しています。

◆50歳以降の見込額試算

- ・これまでの加入実績に加え、現在加入している制度の年金記録を60歳まで延長するなど、一定の前提のもと年金見込額を計算しています。
- ・基金代行部分(※)を除いて計算しています。

(※)基金代行部分

厚生年金基金が国に代わって給付を行う部分です。厚生年金基金に加入していた期間は、この代行部分に必要な保険料を基金に納付しています。

「ねんきん定期便」の見方（年金受給者の方用）

これまでの年金加入期間

【第1号被保険者の加入月数】

◆未納月数は納付月数には含まれません。（3/4免除等、**一部免除**の月数は、免除された残りの保険料を納付している場合に計算されます。）

◆**前納**月数は納付月数に計算しています。

第1号被保険者については[こちら](#)から。

【第3号被保険者の加入月数】

◆第3号被保険者に関する表示は、第3号被保険者として現在お届けいただいている内容を基に表示されており、配偶者が離職等により第1号被保険者に該当している場合等、実際と異なる場合があります。

※第1号被保険者への変更を届け出ている場合においても、この「ねんきん定期便」への反映が間に合わないため、表示が異なっている場合もあります。

第3号被保険者については[こちら](#)から。

【国民年金被保険者期間の合計月数】

第1号被保険者＋第3号被保険者＝国民年金合計

国民年金制度については[こちら](#)から。

【厚生年金保険の加入月数】

厚生年金保険制度については[こちら](#)から。

【船員保険の加入月数】

船員保険制度については[こちら](#)から。

【年金加入期間合計】

国民年金合計＋厚生年金保険＋船員保険＝年金加入期間合計

作成年月日時点の年金記録を基に、作成年月日の前々月までの加入期間を反映して作成しています。

ねんきん定期便

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づいて作成されています。内容にご不明な点や記録に「もれ」や「誤り」がある場合は「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」にご相談（お申出）ください。

照会番号

（照会番号は、お問い合わせの際に必要となります）

これまでの年金加入期間（共済組合の加入記録は含まれておりませんので、各共済組合にお問い合わせください）

国民年金			厚生年金保険	船員保険	年金加入期間合計 （未納期間を除く）
第1号被保険者 （未納期間を除く）	第3号被保険者	国民年金合計 （未納期間を除く）			
月	月	月	月	月	月

（参考）これまでの保険料納付額

(1) 国民年金（第1号被保険者期間の保険料納付額）	（累計額）	円
(2) 厚生年金保険（厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額）	（累計額）	円
これまでの保険料納付額【国民年金・厚生年金保険 合計】	（累計額）	円

※国民年金の保険料納付額は、加入期間当時の保険料額を使い、付加保険料は含め、前納は割引額を控除し、追納は加算額を加算して計算しています。
 ※厚生年金保険の保険料納付額は、加入期間当時の標準報酬（月）額を基に、当時の保険料率を使い、以下の前提で計算しています。
 ・被保険者と事業主が折半して負担していますが、ここでは、被保険者本人が負担した額について計算しています。
 ・厚生年金基金加入期間は、免除保険料（事業主が厚生年金基金に納付する保険料額）を除いて計算しています。
 （裏面「最近の月別状況です」の保険料納付額も同様に計算しています）

※このマークは、音声コードです。目の不自由な方でも、お一人おひとりの年金記録に関する情報を音声で聞くことができます。



さらに詳しくご自身の年金記録をご確認したい場合は、「ねんきんネット」（裏面参照）をご利用ください。

なお、水に濡れている時は、よく乾かしてからおはがしください。

（参考）これまでの保険料納付額

【厚生年金保険（厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額）】

◆平成7年4月より、**育児休業期間中の保険料**（本人負担分）は免除されていますので、保険料納付額に含まれておりません。

◆養育特例を受けている期間については、みなしの標準報酬月額に相応する保険料額を計算しているため、実際にお給料から控除されている保険料額とは異なります。

◆旧3公社共済組合（JR、JT、NTT）及び農林共済組合に加入されていた期間については、統合日（旧3公社共済組合：平成9年4月1日、農林共済組合：平成14年4月1日）以後の保険料納付額を計算しています。

◎厚生年金保険の保険料額は被保険者負担分のみを計算しています。

「ねんきん定期便」は、将来受給できる年金の見込額と納めた保険料を比べていただくことで、年金の給付と保険料負担の関係を実感していただくこと。

また、毎月の標準報酬月額や保険料納付額を確認していただき、年金記録の正確性を確保していくことを目的としています。

このため、「ねんきん定期便」の保険料納付額の欄には、毎月の給与から控除されていた個人負担分の保険料額のみを記載しています。

